

【論考】

多文化共生 2.0 の時代へ

—総務省の取り組みを中心に—

Toward the Age of Intercultural Cohesion 2.0: A Focus on the Policy of the Ministry of Internal Affairs and Communications

明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

YAMAWAKI Keizo

(Professor, School of Global Japanese Studies, Meiji University)

キーワード：多文化共生、多文化共生社会、総務省

はじめに

地方自治体における多文化共生の取り組みが全国的に展開される契機となった総務省の「地域における多文化共生推進プラン」が2006年3月に策定されて、10年余りが経った。2017年3月に、総務省は「多文化共生事例集」を作成した。事例集と謳ってはいるが、この10年間の地域における多文化共生の取り組みを振り返り、今後の方向性を探る内容となっている¹。そこで、本稿は両文書²の意義を論じることで、今後の地方自治体や国における多文化共生施策の推進に資することを目的とする。

1. 総務省「地域における多文化共生推進プラン」の概要

2006年3月に、総務省は「地域における多文化共生推進プラン」（以下、多文化共生プラン）を策定した。同プランの通知にあたって、同省は地域における多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義した上で、国際交流、国際協力に次ぐ地域の国際化の第三の柱に位置づけている。多文化共生プランは、「コミュニケーション支援」、「生活支援」、「多文化共生の地域づくり」と「多文化共生施策の推進体制の整備」から構成されている。コミュニケーション支援は地域における情報の多言語化と日本語および日本社会に関する学習機会の提供、生活支援は居住、教育、労働環境、医療・保健・福祉、防災等³、多文化共生の地域づくりは地域社会に対する意識啓発および外国人住民の自立と社会参画からなる。また、多文化共生の推進体制の整備は多文化共生の推進を所管とする担当

部署の設置や庁内の横断的な連携および地域における各主体の役割分担と連携・協働に分かれる。

この時期に多文化共生プランが策定されたのはなぜだろうか。総務省は2004年8月に、2005年度地方行財政重点施策として「多文化共生社会を目指した取組」の推進を掲げ、「多文化共生社会を目指した取組等を推進するなど、人と自然にやさしい地域社会づくりを推進する」ことを掲げた⁴。2004年9月の官庁速報⁵では、「総務省は2005年度、外国人と地域住民との共生に向けた施策の検討に乗り出すことを決めた。…自治体国際化協会（CLAIR）で研究を進めている、外国人が多く住む地域を抱える自治体の先進的な取り組みを参考に、それらを標準化した形で行政分野別の施策をまとめた『多文化共生推進プラン』（仮称）を策定する方針。…近年、外国人住民の増加や定住化の進展に伴い、生活習慣に対する考え方の違いから地域住民と摩擦が生じるケースや、外国人住民の子どもが学校に通学しなかったり、医療保険に入っていないために治療費が払えず病院に行けなかったりするなどの問題が生じている」とある。

このように、プラン策定の背景には、外国人住民の増加と定住化があることは間違いないが、外国人集住都市会議（2001年5月設立）や多文化共生推進協議会（2004年3月設立）⁶など自治体による国の体制整備を求める諸提言と日本経済団体連合会の「外国人受け入れ問題に関する提言」⁷（2004年4月）が一定の影響をもったことが推測される。一方、総務省内部での検討については、総務省の関係団体である自治体国際化協会（CLAIR）や全国市町村国際文化研修所（JIAM）の動きも影響したのではないと思われる。

CLAIRは、2000年度と2001年度に地域国際化協会のあり方に関する調査報告書を作成し、地域国際化協会の中心事業の一つに多文化共生を位置付けていたが、2004年6月に「在住外国人への支援」をテーマとする地域国際化協会課題研究会を設置し、全国の多文化共生の取組事例を集めた「多文化共生社会に向けた調査報告書」を2005年3月に作成した。同研究会には総務省国際室長と筆者が参加しており、上述の官庁速報にもあるように、次年度の総務省の研究会につながっていった。一方、JIAMにとって2003年は設立10周年の年であり、機関誌『国際文化研修』は特別号5（2003年4月）において、「今改めて地域の“国際化”を考える」と題した特集を組んだ。筆者は「外国人の定住化と地方自治体一人権・国際化・多文化共生」と題した記事を寄稿し、地域国際化の柱として多文化共生を位置付けることを唱えた。JIAMは2003年度、「国際化対応コース」の内容を見直し、「在住外国人との共生」をテーマに実施するようになり、筆者は同コースのコーディネータを務めた。

地域における多文化共生推進プランの策定は2006年3月に各都道府県・指定都市外国人住民施策担当部局長に通知され、それ以降、多くの自治体が多文化共生の指針や計画を策定し、取り組みが全国に広がっていったが、以下に述べるように、同プランは国の政策にも大きな影響力をもった。

2. 経済財政諮問会議と「生活者としての外国人」に関する総合的対応策

多文化共生プランは、2006年4月の経済財政諮問会議で竹中平蔵総務大臣（当時）から紹介された。竹中大臣は、外国人の労働や在留管理の問題については政府の検討が進んでいるが、生活レベルの問題については検討の場がないことを指摘した。それを受けて、小泉純一郎首相（当時）が外国人の生活環境の整備の必要性を説き⁸、「生活者としての外国人」問題への対応についての検討が始まった。外国人労働者問題関係省庁連絡会議は、同年4月から9回にわたり、局長級および課長級の会議を開催し、同年12月には、『生活者としての外国人』に関する総合的対応策⁹が取りまとめられた。この文書は、政府にとって、初めての外国人の統合に関する指針と呼ぶことのできる政策文書だった。

同対応策は「我が国としても、日本で働き、また、生活する外国人について、その処遇、生活環境等について一定の責任を負うべきものであり、社会の一員として日本人と同様の公共サービスを楽しめるような環境を整備しなければならない」という基本的観点に立っているが、政府がこのような認識を示したのは初めてのことである。具体的には、外国人が暮らしやすい地域づくり、外国人の子どもの教育の充実、外国人の労働環境の改善と社会保険の加入促進等、外国人の在留管理制度の見直し等の4つの柱からなる。

2006年度は、政府の主要な政策文書に「多文化共生」が取り上げられた稀有な年であった¹⁰。経済財政諮問会議が策定した「グローバル戦略」（2006年5月）には、「地域における多文化共生社会の構築」が掲げられ、「外国人の医療、子弟の教育、地域住民との摩擦など、現に生じている生活者としての外国人の問題について、外国人労働者問題関係省庁連絡会議において、現状の分析を行い、その解決に向けたコストの負担のあり方にも留意しつつ、総合的な対応策を本年内にまとめる」ことと、「総務省が策定した『地域における多文化共生推進プラン』を踏まえ、本年度内に少なくとも全都道府県・政令指定都市において、それぞれの指針・計画等を策定するよう推進を図る」ことが記された。また、同じく経済財政諮問会議が策定した骨太の方針（2006年7月）には、「平成18年内の生活者としての外国人総合対策策定等、多文化共生社会構築を進める」との一文が入った。そして、2006年12月には前述のとおり、『生活者としての外国人』に関する総合的対応策⁹が策定された。

2006年度以降、関係省庁に次々と外国人施策関連の会議が設置されたが、リーマン・ショック（2008年9月）による日本経済の縮小により、それまで右肩上がりに増えてきた外国人人口が減少に転じたことで、多文化共生への関心は急速に薄れていったようである¹¹。以後、政府の取り組みは就労と教育の分野を中心とする日系外国人支援に重点が置かれるようになり、「日系定住外国人施策に関する基本指針」（2010年8月）、「日系定住外国人施策に関する行動計画」（2011年3月）、「日系定住外国人施策の推進について」（2014年3月）を策定して、現在に至っている¹²。

3. 総務省「多文化共生事例集」の概要

2017年3月に、総務省は「多文化共生事例集—多文化共生推進プランから10年 共に拓く地域の未来」（以下、事例集）を公表した。多文化共生に資する全国の優良な取り組みとして52事例をまとめたものである。

事例集の前書きでは、多文化共生プラン策定後の外国人を取り巻く状況の変化として、在留外国人の総数や国籍別、在留資格別の推移と訪日外国人の総数と国籍別の推移が示されている。次に、国における外国人施策の動向として、外国人住民の制度的な位置づけ（外国人住民に係る住民基本台帳制度）と外国人の活用等に関する国の方針が取りまとめられている。さらに、地方における多文化共生の取組を紹介した後、地域におけるグローバル化・地方創生の推進に触れ、「従来の外国人支援の視点を超え、地域社会の構成員として社会参画を促し、外国人がもたらす多様性を活かす仕組み、そして国籍や民族等にかかわらず、誰もが活躍できる社会づくりが今後求められる」ことを強調している。

次に、多文化共生に関する各分野の課題を整理し、そうした課題の解決をめざした事例を紹介することが示されている。具体的な事例紹介では、多文化共生プランの構成と同様に、コミュニケーション支援（9事例）、生活支援（28事例）、多文化共生の地域づくり（9事例）に分かれているが、今回、新たに「地域活性化やグローバル化への貢献」（6事例）という項目が立てられている。これは、外国人住民が支援の受け手ではなく、支援の担い手、あるいは地域社会に貢献する存在となっている事例を集めたものである。

多文化共生プランでは、外国人留学生が「多文化共生の地域づくりのキーパーソンとなる可能性」の指摘があったものの、留学生への言及は少なく、中心的課題ではなかった。それに対して、事例集では、留学生支援に関する事例だけでなく、留学生を地域づくりの担い手に位置づける事例が複数紹介されている。例えば、留学生が機能別消防団員¹³となったり、留学生の地域活動を助成したり、留学生が地域の魅力を海外に発信するためのツアーを実施する事例などである。この背景には、2008年に始まった留学生30万人計画によって、社会のグローバル化を推進するために、留学生が卒業後、日本社会に定着し、活躍することを目指す取り組みが進んでいることがあるだろう。

事例集の後書きでは、現在の多文化共生施策の傾向として、多様な主体との連携、外国人を「支援する側」に位置づけた取り組み、日本人住民に対する意識啓発、外国人住民の高齢化を見据えた取り組み、ICTの活用などを指摘している。次に、今後の多文化共生の取り組みとして、「外国人住民を『支援される側』として捉えた従来の見方を超えて、外国人住民の持つ多様性を資源として地域活性化やグローバル化に活かしていく視点」や、「従来の集住都市間の連携のみならず、より広い範囲の自治体が連携を図るとともに、外国人住民に係る諸課題の解決や多様性を活かした地域づくりに関するベストプラクティスを発信し、幅広く共有していくこと」が重要であると指摘している。さらに、海外の自治体の動向として、欧州評議会が2008年に始めたインターカルチュラル・シティ・プログラムやカ

ナダ、米国、韓国など、諸外国の都市ネットワークも紹介した上で¹⁴、「多様性を地域の活力と捉えること、また、国内外で幅広い連携を図ることが、今後の多文化共生の大きな方向性といえる」と述べている。

4. 多様性を活かした地域づくり

2006年の多文化共生プランの策定以来、全国の自治体が多文化共生に取り組むようになったが、その多くは外国人支援に関するものだった。外国人支援も多文化共生を進めるうえで必要不可欠ではあるが、近年、外国人住民の存在を肯定的に捉え、その力を活かした取り組みに注目が集まっており、これを筆者は「多文化共生2.0」（バージョンアップした多文化共生）と呼んでいる。こうした動きの先頭を走っているのが浜松市で、2013年3月に外国人がもたらす多様性を生かした地域づくりをめざした「多文化共生都市ビジョン」を策定した。浜松市がリードする外国人集住都市会議も、2015年4月に規約を改定し、「外国人住民の持つ多様性を都市の活力」とすることを謳った。同様な観点は、東京都が2016年に策定した多文化共生推進指針¹⁵にも反映されている。「地域において共に生活することを主眼に置いていた従来の多文化共生の考え方を発展させ、外国人と日本人が共に東京の発展に向けて参加・活躍する新たな考え方の多文化共生社会を実現し、都市としてのプレゼンスを高め、より多くの優れた人材が集う都市となることが求められる」としている¹⁶。

多文化共生を推進する動きは、外国人の多い大都市や工業都市だけでなく、人口減少と少子高齢化が進む中、地方創生に取り組む小規模な自治体にも見られる。2013年に多文化共生推進プランを策定した広島県安芸高田市（人口3万人、高齢化率38%、外国人の比率2.0%）が代表例である¹⁷。島根県出雲市（人口17.5万人、高齢化率29%、外国人の比率1.8%）は、多文化共生推進プラン¹⁸（2016年3月）の中で、2021年3月に出雲市に5年以上住んでいる外国人住民の比率を3割（2015年3月時点で25%）とする目標を掲げた。浜松市や東京都とは視点が異なるかもしれないが、自治体としての生き残りをかけて、地域における外国人住民の存在を積極的に捉えた動きといえる。

多様性を活かした地域づくりを進める動きは海外でも広がっている。上述のインターカルチュラル・シティ・プログラムが代表例である。参加都市数は当初の11から約120にまで増えている。同プログラムに参加する都市は欧州域外にも広がりつつあるが、国際交流基金のイニシアティブで日欧都市の交流も進み、特に2012年には東京と浜松で日韓欧多文化共生都市サミットが開かれ、日韓両国と欧州の自治体首長が参加している¹⁹。また、欧州には、ユーロシティーズというEU域内の都市が加盟する組織もあり、移民や難民の統合を活動テーマの一つにしている²⁰。一方、事例集が紹介しているように、移民がもたらす多様性を積極的に捉える取り組みやそうした取り組みを進める都市の連携は、カナダ（シティーズ・オブ・マイグレーション²¹、2009年設立）や米国（ウェルカミング・シティーズ・アンド・カウンティーズ²²、2013年設立）にも広がっている。一方、韓国にも全国多文化都市協議会（2012

年設立)がある。

おわりに

多文化共生社会の形成を目指すためには、事例集が強調しているような「多文化共生 2.0」の観点が重要である。すなわち、「従来の外国人支援の視点を超え、地域社会の構成員として社会参画を促し、外国人がもたらす多様性を活かす仕組み、そして国籍や民族等にかかわらず、誰もが活躍できる社会づくりが今後求められる」といえる。あるいは、「外国人住民を『支援される側』として捉えた従来の見方を超えて、外国人住民の持つ多様性を資源として地域活性化やグローバル化に活かしていく視点」が重要である²³。

最後に、「多文化共生 2.0」を進めていく上で、筆者が重要と考える三つのポイントを指摘したい。

第一に、事例集が後書きで強調している国内外の都市連携である。外国人集住都市会議や多文化共生推進協議会の諸提言が多文化共生プランの策定につながったことはすでに指摘したとおりである。また、外国人を住民基本台帳制度の対象とするための法改正(2009年公布、2012年施行)や日系定住外国人施策に関する指針と計画の策定(2010、2011年)、日本語指導教員の定数化(2017年)等にも寄与したといえよう。一方、海外に目を向けると、欧州や北米、韓国で都市連携の動きが広がっていることは上述の通りである。国連で初めての移民と難民に関するサミットが開かれた2016年9月には、ニューヨーク、パリ、ロンドンの3人の市長が共同メッセージを発表し、各国指導者に多様性を受容し、包摂を推進することを訴えた。今年1月にトランプ政権が誕生した米国では、国の移民政策や温暖化対策に異論を唱える都市の動きが目立っている。こうして、都市が国内および国際社会における発言力を高めているといえよう。外国人集住都市会議や日韓欧多文化共生都市サミットなど、国内外の都市連携に積極的な浜松市は、今年度、インターカルチュラル・シティ・プログラムに、アジアの都市として初めて加盟する予定であり、日本の自治体も、今後より活発に国際的連携に取り組むことが期待される。

第二に、多文化共生社会の担い手としての企業の役割である。過去10年あまりの間に、より多くの企業が外国人社員の受け入れを進め、多様性(ダイバーシティ)の推進に取り組んでいる。

事例集では、行政や地域国際化協会、NPOに加え、企業の取り組みが紹介されていることも多文化共生プランとは異なる、もう一つの特徴といえる。今後、外国人住民の増加で、「外国人マーケット」はさらに拡大し、多文化共生社会づくりにおける企業の影響力は増していこう。事例集には、企業が取り組んでいる3つの事例がコラムの形で紹介されている。一つは、教育、福祉、生活、語学分野の事業を手掛ける大手企業のグループ会社が、外国人住民が母国と同じように生活できることを目指して、自治体や国際交流協会などと共同して生活情報支援を行っている事例である。二つ目は、大手流通企業グループ傘下にある銀行が自治体と協定を締結し、同行出張所やATM、多言語対応アプリ等

を活用した外国人市民及びインバウンドを中心とした観光客向け情報発信を推進する事例である。三つ目は、外国人向け賃貸住宅保証会社が、外国人の物件探しや入居契約を多言語でサポートし、日本の賃貸住宅のシステムや生活習慣についても多言語で情報提供するとともに、滞納賃料や残置物の保管や撤去の費用も保証することで、住宅オーナーの不安を解消している事例である。また、入居後のトラブルや生活上の問題があった場合に、入居者やオーナー、不動産会社が無料で利用できる多言語コールセンターを設置している。

第三に、多文化共生社会の担い手としての大学の役割である。企業同様、大学も過去10年あまりの間に、外国人留学生の受け入れを進め、多様性（ダイバーシティ）の推進に取り組んでいる²⁴。

事例集では、外国人留学生に関連した取り組みは紹介されているが、大学が主体的に係わった取り組みは含まれていない。大学が地域の多文化共生に貢献している例として、静岡文化芸術大学（浜松市）が2012年度から行っている「多文化子ども教育フォーラム」がある²⁵。外国につながる子どもの教育環境改善のために、浜松市など静岡県西部で活動するNPOや学校、行政関係者が集まったフォーラムである。また、東京都が2015年度に始めた大型人権啓発イベントでは、都内5大学のゼミが東京都に多文化共生の提言を行うプレゼン大会が開催されている²⁶。最後に、明治大学国際日本学部の取り組みも紹介したい。筆者が担当するゼミでは、学部が中野キャンパスに移転した2013年度以来、中野区の多文化共生をテーマに調査を重ね、中野区長と外国人留学生の懇談会を中野区との共催で毎年開くとともに、区への政策提言を行ってきた。そして、留学生のための中野区生活ガイドを作成したり、区長と外国人住民の懇談会を実施したが、2016年度には、中野区で家探しをする外国人を応援する多言語ウェブサイトを開設した²⁷。また、国際日本学部は、中野区の協力を得て、2017年度、区長による地方自治講座と区職員がオムニバス形式で講師を務める地域国際化実践講座を、いずれも正規科目として開設した²⁸。受講生には外国人留学生も含まれるが、受講後は、地域でのボランティア活動に取り組むことが期待されている。

¹ 地域における多文化共生推進プランと多文化共生事例集は、以下の総務省ウェブサイト参照。
http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/02gyosei05_03000060.html

² 地域における多文化共生推進プランは、2006年3月7日に公表された「多文化共生の推進に関する研究会」の報告書に基づいて策定されたが、筆者は同研究会の座長を務めた。また、筆者は多文化共生事例集作成のワーキンググループの座長も務めた。本稿の見解はあくまでも筆者個人のものである。

³ 留学生支援は、生活支援の中の「その他」の項目に位置づけられ、「留学生の中には、地域のまちづくりに参画する者や、定住して日本企業に就職したり起業したりする者も増えている。日本の大学を卒業した外国人は日本語能力に優れ、日本社会の理解も深く、多文化共生の地域づくりのキーパーソンとなる可能性を秘めているので、このような観点からの留学生支援を行うこと。」と記されている。

⁴ 当時の総務省国際室関係者によれば、2004年3月に国際室の今後の業務の基本方針をまとめて、

省内幹部の了承をとった際に、「多文化共生社会対策」が重点項目の一つに掲げられたという。

⁵ 中央省庁や地方自治体の動向を速報する日刊行政情報紙。時事通信社発行。

⁶ 外国人集住都市会議と多文化共生推進協議会については、それぞれ公式ウェブサイト <http://www.shujutoshi.jp/>と <http://www.pref.aichi.jp/syakaikatsudo/kyogikai/kyogikai.html> 参照。

⁷ 経団連ウェブサイト <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/029/>参照。

⁸ 小泉首相の発言は以下のとおり。「外国人の受入れなんだけど、拒否するというのではなくて、また勧誘ということでもなくて、もう1つの道があると思うんです。黙っていたって、日本人が結婚する相手の15組から20組に1人は外国人でしょう。今だって不法滞在者は推計しても25万人以上でしょう。好むと好まざるとにかかわらず、日本に来たいという外国人はたくさんいるんだから。それを日本人として、日本人社会で働きたい、定住したいという外国人を、どうやって摩擦なく、気持ちよく受け入れられるかという対応を今から考えないといけない。犯罪者だけを受け入れたってしょうがないんだから。外国の例を見ても、だんだん一定の規模や率を超えると必ず摩擦が起こるから。その社会的なコストは大変ですよ。それを防ぐためにも、来てくれと言わなくても来てしまうんだから。しっかりとした労働力として快く働いてもらうような環境なり、教育なりをどうやって整備していくかということを考えないと、どんどん来てくださいますよ。これは摩擦ばかり起こしてしまう可能性もある。そういう点はこれからよく考えてやっていかないと。先進国の例を見ても、今のフランスの暴動だって同じですよ。どこを見たってそうだ。一定の規模というものを超えると大変だから、その前にうまくお互い尊重し合いながら働いてもらうような環境を、今から考えておかないといけない。」（経済財政諮問会議平成18年第8回議事録、参照 http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/minutes/2006/0407/minutes_s.pdf)

⁹ 内閣官房ウェブサイト <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gaikokujin/honbun2.pdf> 参照。

¹⁰ 骨太の方針など政府の基本方針を示す文書に「多文化共生」が謳われたのは、2006年が最初で最後である。

¹¹ 筆者は2005年度に総務省の研究会に参加する以前はほとんど国との関わりはなかったが、2006年度から2009年度にかけて、総務省、国土交通省、外務省、法務省、文部科学省、内閣官房、内閣府の会議に参加することとなった。そして、2010年度に総務省の意見交換会に参加して以来、2015年度まで国との関わりはほぼなかった。

¹² ただし、2009年7月に改正住民基本台帳法が公布され、外国人住民も住民基本台帳の対象に加える新制度が2012年7月に始まったことは、多文化共生の推進の観点から特筆に値する。

¹³ 能力や事情に応じて、特定の活動にのみ参加する消防団員。

¹⁴ 総務省の多文化共生事例集が公表された翌週には、欧州評議会のインターカルチュラル・シティ・プログラムのウェブサイト、同事例集の公表や日本の自治体の同プログラムへの関心の高まりについて紹介した記事が掲載されている。欧州評議会ウェブサイトに掲載された記事のタイトルは“Is Japan turning intercultural?”である。

<https://www.coe.int/en/web/interculturalcities/-/is-japan-turning-intercultural>参照。

¹⁵ 東京都ウェブサイト

http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/chiki_tabunka/tabunka/tabunkasuishin/0000000755.html 参照。

¹⁶ 同様な観点に立ったものとして、長野県多文化共生推進指針（2015年3月）、第2次名古屋市多文化共生推進プラン（2017年3月）、横浜市多文化共生まちづくり指針（2017年3月）がある。

¹⁷ 沖縄県も人口増加計画（2014年4月）の中で、「世界に開かれた活力ある社会」をつくるため、国内外からの移住者を求め、「多文化共生社会の構築」をめざすことを謳っている。

¹⁸ 出雲市ウェブサイト

<http://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1467621853264/index.html> 参照。

¹⁹ 2013年10月に韓国安山市で第3回日韓欧多文化共生都市サミットが開催されたが、それを最後にサミットは開かれていない。第3回サミットには、台風の影響で、日本から参加した首長は鈴木康友浜松市長のみであった。浜松市ウェブサイト

https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kokusai/uclg/summit_anzan2013.html 参照。

²⁰ <http://www.eurocities.eu/>参照。ユーロシティーズは、2016年10月に難民危機に取り組むために、アテネ市のイニシアティブで、ソリダリティ・シティーズというネットワークを立ち上げている。<http://solidaritycities.eu/>参照。

²¹ <http://citiesofmigration.ca/>参照。

²² <https://www.welcomingamerica.org/programs/member-municipalities> 参照。

²³ こうした観点に立った時、多文化共生社会の担い手としての外国人留学生への期待は以前にも増して高まっている。

²⁴ 定住外国人の第2世代も大学に進学しはじめている。宇都宮大学国際学部では、2016年度から外国人生徒を対象にした特別入試を実施している。

²⁵ <http://wwwt.suac.ac.jp/~ikegami/fice00.html>

²⁶ イベント名は、ヒューマンライツ・フェスタ東京。会場は東京国際フォーラム（東京都千代田区）。東京都ウェブサイト <http://www.soumu.metro.tokyo.jp/10jinken/tobira/humanrights.html> 参照。過去2年間のプレゼン大会に出場した団体は、中央大学成田浩ゼミ、東京外国語大学長谷部美佳ゼミ、法政大学山田泉ゼミ、早稲田大学山西優二ゼミ、明治大学山脇啓造ゼミ。

²⁷ “Living Together in Nakano” <http://yamawakiseminar.wixsite.com/mysite> 参照。

²⁸ 明治大学ウェブサイト <https://www.meiji.ac.jp/nippon/info/2016/6t5h7p00000myimv.html> 参照。